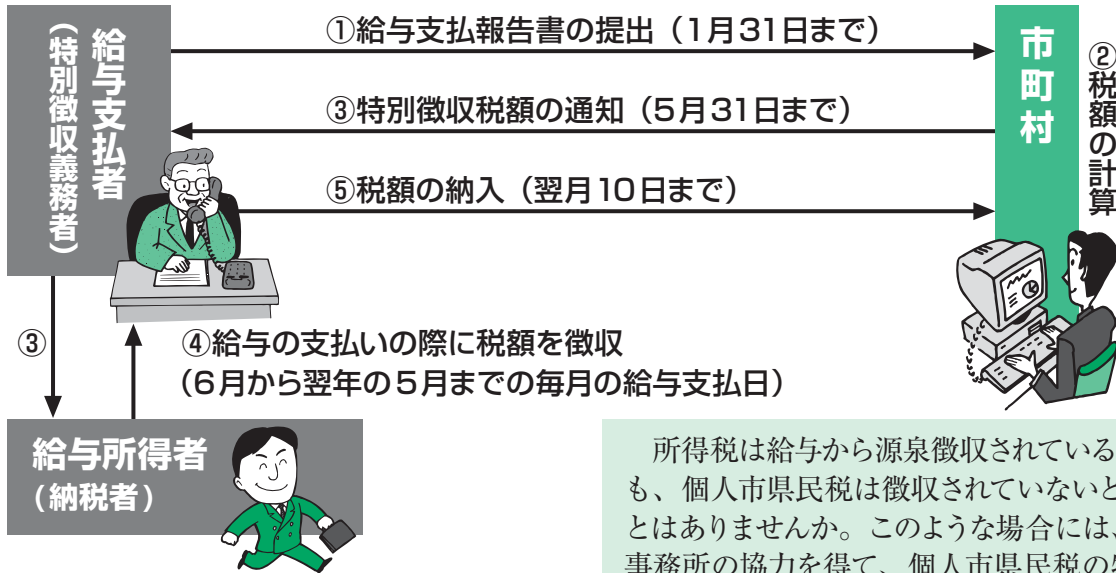


## 給与所得者の個人市県民税は、給与支払者が徴収することになっています

給与所得者の個人市県民税については、地方税法の規定により、給与支払者（事業者）が、給与の支払をする際に、毎月徴収して、市町村に納入することになっています。【特別徴収の制度】



所得税は給与から源泉徴収されているけれども、個人市県民税は徴収されていないということはありませんか。このような場合には、県税事務所の協力を得て、個人市県民税の特別徴収を行っていただくよう、給与支払者（事業者）に指導をさせていただくことがあります。

問い合わせ先

税務課 市民税グループ  
☎40-5554

## 確定申告用の『障がい者控除対象者認定書』 『おむつに係る費用の医療費控除証明書』のお知らせ

### <障がい者控除対象者認定書>

介護保険法に規定する要介護認定者のうち65歳以上の方で、申請により障がい者に準ずる者として認定をされた方には「障がい者控除対象者認定書」が交付され、**確定申告時に障がい者控除を受けることができます。**認定を受けられる方は、次のいずれにも該当することが必要です。

- 要介護認定者で65歳以上の方
- 認知症または身体の障がいにより日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難が見られ、介護を必要とする方
- 身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳・戦傷病者手帳・原爆症認定書を所持していない方

### <おむつに係る費用の医療費控除証明書>

**確定申告時に、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降で要介護（要支援）の認定を受けている方は、医師が発行する「おむつ使用証明書」に代わる「おむつに係る費用の医療費控除証明書」の交付を無料で受けることができます。**証明を受けられる方は、次のいずれにも該当することが必要です。

- おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降であること。
- 市の介護保険被保険者で要介護（要支援）の認定を受けていること。
- 寝たきり状態等にあること。
- 治療上おむつの使用が必要であること。

交付を希望される方は、**高齢福祉課 介護保険グループ（きらら館内）**へお越しください。

なお、交付には数日間かかる場合がありますので、手続きはお早めをお願いします。

### 申請・相談窓口

高齢福祉課 介護保険グループ  
(きらら館内) ☎52-1115